

富山南都市計画区域マスタープラン(富山南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 28 年 7 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章富山南都市計画区域	第 2 章富山南都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県の中南部に位置し、北は富山平野の一面を形成し、南は岐阜県の標高 300～1,000mの山々に接している。区域内は、江戸時代から越中と飛騨を結ぶ宿場町として栄え発展してきた大沢野地域、豊かな自然環境に恵まれた大山地域、「おわら」など伝統ある文化と風情ある街並みのある八尾地域、広大な田園地帯が広がる婦中南部地域に分かれている。 本区域の人口は全体として増加傾向にあるものの、これからの人口減少と少子高齢化に備え、今後は地域ごとの拠点や公共交通沿線等の既成市街地へ人口誘導を図るとともに、郊外部においては既存集落の維持が課題となっている。 土地利用については、地域ごとの拠点を中心に、それぞれ商業地や住宅地が形成されているほか、郊外部においては、主として農用地としての利用がなされ、集落や住宅団地、工業団地が点在している。今後は、地域ごとの拠点において、住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、郊外部における無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用の推進を図っていく必要がある。 交通基盤については、地域高規格道路富山高山連絡道路の早急な整備が課題となっているほか、既成市街地と富山市中心部を結ぶ幹線道路や既成市街地同士を東西に連絡する道路等、都市間を連携する道路網の構築が求められている。また、ＪＲ高山本線や富山地方鉄道上滝線、既成市街地と富山市中心部を結ぶバス路線等、公共交通の維持・活性化も課題となっている。 産業については、富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地等の工業地が配置されているが、分譲が完了したところである。 商業については、大型店の進出により地元商店街の低迷が続いており、その再生が求められている。	本区域は富山県の中南部に位置し、北は富山平野の一面を形成し、南は岐阜県の標高 300～1,000mの山々に接している。区域内は、江戸時代から越中と飛騨を結ぶ宿場町として栄え発展してきた大沢野地域、豊かな自然環境に恵まれた大山地域、「おわら」など伝統ある文化と風情ある街並みのある八尾地域、広大な田園地帯が広がる婦中南部地域に分かれている。 本区域の人口は全体として<u>減少傾向にあるほか、約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者であり、本格化する</u>人口減少と少子高齢化に備え、<u>引き続き</u>地域ごとの拠点や公共交通沿線等の既成市街地へ人口誘導を図るとともに、郊外部においては既存集落の維持が課題となっている。 土地利用については、地域ごとの拠点<u>や公共交通沿線</u>を中心に、それぞれ商業地や住宅地が形成されているほか、郊外部においては、主として農用地としての利用がなされ、集落や住宅団地、工業団地が点在している。<u>また、既成市街地等においては、空き地や空き家等の低未利用の都市空間が増加傾向にあり、荒廃化や住環境の悪化による都市の活力低下が懸念されている。このため、引き続き地域ごとの拠点や公共交通沿線における、住居や住民の日常生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、郊外部における無秩序な開発の抑制や空き地・空き家等の利活用により、計画的な土地利用の推進を図っていく必要がある。</u> 交通基盤については、地域高規格道路富山高山連絡道路の早急な整備が課題となっているほか、既成市街地と富山市中心部を結ぶ幹線道路や既成市街地同士を東西に連絡する道路等、都市間を連携する道路網の構築が求められている。また、ＪＲ高山本線や<u>富山地方鉄道不二越・上滝線</u>、既成市街地と富山市中心部を結ぶバス路線等、公共交通の維持・活性化も課題となっている。 産業については、富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地等の工業地<u>において、医薬品や電子部品、ICT などの先端技術産業の振興を図ることが求められている。</u> 商業については、大型店の進出<u>やインターネット販売の普及等の影響</u>により地元商店街の低迷が続いており、その再生が求められている。
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
本区域の恵まれた自然環境や地域文化を活かして、ゆとりと活力のある個性的な都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～人・まち・自然が調和する活力都市～ ○ 人が輝き安心して暮らせる都市づくり	本区域の恵まれた自然環境や地域文化を活かして、ゆとりと活力のある個性的な都市づくりを進めていくため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～人・まち・自然が調和する活力都市～ ○ <u>すべての</u>人が輝き安心して暮らせる都市づくり

○ すべてにやさしい安全な都市づくり ○ 自然と調和し潤いが実感できる都市づくり ○ 個性と創造性に満ちた活力あふれる都市づくり	○ <u>安心・安全で持続性のある魅力的な</u>都市づくり ○ <u>人が集い活気にあふれ希望に満ちた</u>都市づくり ○ <u>共生社会を実現し誇りを大切にする協働の</u>都市づくり
○人が輝き安心して暮らせる都市づくり 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境の整備や地域コミュニティの構築を図る。	○<u>すべての</u>人が輝き安心して暮らせる都市づくり 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境の整備や地域コミュニティの構築を図る。
○すべてにやさしい安全な都市づくり 災害に強いまちづくりを推進するとともに、人と自然にやさしい環境づくりに努める。	○<u>安心・安全で持続性のある魅力的な</u>都市づくり <u>人にも自然にもやさしく、強靱で回復力のある安心で安全なまちづくりを令和6年能登半島地震「富山市復旧・復興ロードマップ」</u>とも連携し推進するとともに、<u>地域の個性や自然環境、拠点性を生かした、コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりに努める。</u>
○自然と調和し潤いが実感できる都市づくり 豊かな自然環境や景観との調和を図りながら、公共交通の維持・活性化を図るとともに計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努める。	○<u>人が集い活気にあふれ希望に満ちた</u>都市づくり <u>新たな価値を創出する産業づくりなど産業の活力を強化し、あらゆる人が集い、いきいきと働ける希望に満ちたまちづくりを進める。</u>
○個性と創造性に満ちた活力あふれる都市づくり 歴史・文化等地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、多彩な観光資源の魅力向上を図る。	○<u>共生社会を実現し誇りを大切にする協働の</u>都市づくり <u>地域コミュニティを強化し、安らぎのあるまちづくりを進める。</u>
2）地域毎の市街地像	2）地域毎の市街地像
本区域では、地形等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。 また、都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置するとともに、既存の鉄道やバス路線等の公共交通の維持・活性化を図り、各地域間や富山市中心部とが連携したまちづくりを推進する。	本区域では、地形等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。 また、都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置するとともに、既存の鉄道やバス路線等の公共交通の維持・活性化を図り、各地域間や富山市中心部とが連携したまちづくりを推進する。
①大沢野地域	①大沢野地域
大沢野行政サービスセンター及びＪＲ笹津駅周辺については、大沢野地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 一般国道41号沿道については、沿道型の商業施設や行政施設、業務施設等が立地することから、周辺環境に配慮しながら、適切に商業・業務地の形成を図る。 一般国道41号沿道の背後地に位置する下大久保、上大久保、上二杉、長附、八木山等の地区については、戸建住宅を中心とした住宅地として、自然環境と調和した豊かさやうるおいが感じられる良好な住環境の形成を目指す。また、その他の既存住宅地については、生活道路の改善や防災に配慮した街並み整備等を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。 中大久保、高内、西大沢地区については、工業地として位置づけ、市街地中心部において立地する工場付近の住工混在の解消を図るとともに、環境に配慮した工業地の形成を目指す。	大沢野行政サービスセンター及び<u>ＪＲ高山本線</u>笹津駅周辺については、大沢野地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 一般国道41号沿道については、沿道型の商業施設や行政施設、業務施設等が立地することから、周辺環境に配慮しながら、適切に商業・業務地の形成を図る。 一般国道41号沿道の背後地に位置する下大久保、上大久保、上二杉、長附、八木山等の地区については、戸建住宅を中心とした住宅地として、自然環境と調和した豊かさやうるおいが感じられる良好な住環境の形成を目指す。また、その他の既存住宅地については、生活道路の改善や防災に配慮した街並み整備等を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。 中大久保、高内、西大沢地区については、工業地として位置づけ、市街地中心部において立地する工場付近の住工混在の解消を図るとともに、環境に配慮した工業地の形成を目指す。
②大山地域	②大山地域
富山地方鉄道上滝駅周辺については、大山地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な	<u>富山地方鉄道不二越・上滝線</u>上滝駅周辺については、大山地域の拠点として位置づけ、地域

生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 大庄等の地区については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。 富山国際大学周辺については、既存の学術文化機能の集積を活かして、教育・研究・研修施設等大山研究学園都市にふさわしい土地利用の誘導を図る。	住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 大庄等の地区については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。 富山国際大学周辺については、既存の学術文化機能の集積を活かして、教育・研究・研修施設等大山研究学園都市にふさわしい土地利用の誘導を図る。
③八尾地域	③八尾地域
八尾行政サービスセンター及びＪＲ越中八尾駅周辺については、八尾地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 旧町部については、古くから聞名寺の門前町として栄え、段丘状の地形に形成された歴史的街並みや、「おわら」、「曳山」に代表される伝統文化・工芸等の豊富な観光資源が凝縮された地区であることから、今後も歴史的街並みや石垣景観の保全を図るなど、一層の魅力の向上を目指す。 八尾町黒田、八尾町大杉、八尾町高善寺等の地区については、無秩序な市街化を抑制しながら、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。 富山八尾中核工業団地については、工業地として位置づけ、今後も工業振興を図る。	八尾行政サービスセンター及びＪＲ <u>高山本線</u>越中八尾駅周辺については、八尾地域の拠点として位置づけ、地域住民の日常的な生活に必要な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。 旧町部については、古くから聞名寺の門前町として栄え、段丘状の地形に形成された歴史的街並みや、「おわら」、「曳山」に代表される伝統文化・工芸等の豊富な観光資源が凝縮された地区であることから、今後も歴史的街並みや石垣景観の保全を図るなど、一層の魅力の向上を目指す。 八尾町黒田、八尾町大杉、八尾町高善寺等の地区については、無秩序な市街化を抑制しながら、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。 富山八尾中核工業団地については、工業地として位置づけ、今後も工業振興を図る。
④婦中南部地域	④婦中南部地域
平坦地に広がる田園地帯については、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地の維持保全を図るとともに、点在する住宅団地や工業団地等において緑の配置に配慮するなど、周辺環境との調和を図る。 既存集落については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。	平坦地に広がる田園地帯については、無秩序な市街化を抑制し、良好な農地の維持保全を図るとともに、点在する住宅団地や工業団地等において緑の配置に配慮するなど、周辺環境との調和を図る。 既存集落については、人口及び既存コミュニティを維持するための良好な生活環境の形成に努める。
３）目標年次	３）目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年※とする。 都市施設の整備等に関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年※とする。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令和 23（2041）年</u>とする。 都市施設の整備等に関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を <u>令和 13（2031）年</u>とする。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。
２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
１）区域区分の決定の有無	１）区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 大沢野、大山、八尾、婦中地域の人口は平成 22 年現在 79,307 人（国勢調査）であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になるものと予想されている。た	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 <u>本区域の人口は平成 27（2015）年現在 58,667 人で減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。これまで、公共交通沿線への居住推進により、民間開発による良好な</u>

だし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、計画的な街路整備等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用等により、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	<u>市街地の形成が図られた結果、用途地域内の人口は近年増加している。</u> このため、用途地域内においては、計画的な街路整備等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、<u>今後も公共交通沿線への居住推進を継続することにより</u>、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	① 主要用途の配置の方針
豊かな田園環境と地域の歴史・文化の保全を図りながら、快適で個性ある都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。	豊かな田園環境と地域の歴史・文化の保全を図りながら、快適で個性ある都市づくりを実現するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。
a 商業地	a 商業地
公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、大沢野地域における行政サービスセンター及び笹津駅周辺、大山地域における上滝駅周辺、八尾地域における行政サービスセンター及び越中八尾駅周辺を、それぞれの地域住民の日常的な生活に必要な都市機能が備わる拠点として位置づけ、最寄り品小売業や金融機関等の身近な商業施設の集積を促進し、利便性の高い商業地の形成を図る。 また、一般国道 41 号等幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、モータリゼーションの進展に対応した沿道型商業施設を適切に配置し、住民のニーズや多様なライフスタイルに対応した商業地の形成を図る。	<u>公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、大沢野地域における行政サービスセンター及び J R 高山本線笹津駅周辺、大山地域における富山地方鉄道不二越・上滝線上滝駅周辺、八尾地域における行政サービスセンター及び J R 高山本線越中八尾駅周辺を、それぞれの地域住民の日常的な生活に必要な都市機能が備わる拠点として位置づけ、公共交通の充実を図りながら、最寄り品小売業や金融機関等の身近な商業施設の集積を促進し、交通利便性の高い商業地の形成を図る。</u> また、一般国道 41 号等の幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、モータリゼーションの進展に対応した沿道型商業施設を適切に配置し、住民のニーズや多様なライフスタイルに対応した商業地の形成を図る。
b 工業地	b 工業地
富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地は、先端技術産業の集積地として、今後も工業振興を図る。 大沢野地域や婦中南部地域等における既存工業地については、一般国道 41 号等の幹線道路や富山空港へのアクセスに優れた工業地として活用を図る。また、農林業との調和を図りながら、立地需要に応じた新たな工業地の配置を検討する。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	富山テクノポリスの拠点である富山八尾中核工業団地は、先端技術産業の集積地として、今後も工業振興を図る。 大沢野地域や婦中南部地域等における既存工業地については、一般国道 41 号等の幹線道路や富山空港へのアクセスに優れた工業地として活用を図る。また、農林業との調和を図りながら、立地需要に応じた新たな工業地の配置を検討する。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。
c 住宅地	c 住宅地
公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、J R 高山	<u>公共交通の活性化による拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、J R 高山</u>

本線や富山地方鉄道上滝線の鉄道及び運行頻度が高いバス路線の沿線の徒歩圏のうち、工業専用地域及び工業地域を除く用途地域が設定されている区域を、居住を推進する地区として位置づけ、交通利便性の高い住宅地の形成を図る。 なお八尾地域では、風格ある歴史的な街並みを継承する取組みが進められていることから、これをより一層推進し、八尾ならではの文化に根ざした地区の形成を目指す。	<u>本線や富山地方鉄道不二越・上滝線の鉄道及び運行頻度が高いバス路線の沿線の徒歩圏のうち、工業専用地域、工業地域及び災害リスクの高い区域を除く用途地域が設定されている区域を、居住を推進する地区として位置づけ、交通利便性の高い住宅地の形成を図る。</u> <u>なお、八尾地域では、風格ある歴史的な街並みを継承する取組みが進められていることから、これをより一層推進し、八尾ならではの文化に根ざした地区の形成を目指す。</u>
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
J R 高山本線の笹津駅や越中八尾駅、富山地方鉄道上滝線の上滝駅等、鉄道の駅周辺においては、交通結節点にふさわしく、最寄り品小売業や金融機関、公共公益施設の集積を促進するなど土地の高度利用に努め、賑わいのある商店街及び駅前空間の形成を図る。	J R 高山本線の笹津駅や越中八尾駅、<u>富山地方鉄道不二越・上滝線</u>の上滝駅等、鉄道の駅周辺においては、交通結節点にふさわしく、最寄り品小売業や金融機関、公共公益施設<u>等</u>の集積を促進するなど土地の高度利用に努め、賑わいのある商店街及び駅前空間の形成を図る。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
住居系用途地域において、住環境に悪影響を及ぼす工場が混在している地区があることから、企業の機能拡充や建て替えに合わせて工業地への立地誘導を行い、用途の純化を図る。	住居系用途地域において、住環境に悪影響を及ぼす工場が混在している地区があることから、企業の機能拡充や建て替えに合わせて工業地への立地誘導を行い、用途の純化を図る。
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
既成市街地においては土地利用の混在がみられることから、適正な用途配置に基づき、秩序とうるおいのある快適な居住環境の形成を図る。 また、伝統的な町屋形態を保有する住居についてはその維持・保全に努めるとともに、歴史的な街並みとの調和を図りつつ、防災性の確保や現在のライフスタイルに対応した居住環境づくりを推進する。 新たな住宅地の整備に当たっては、農林業との調和を図りながら地区計画や建築協定等の導入により、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る。	既成市街地においては土地利用の混在がみられることから、適正な用途配置に基づき、秩序とうるおいのある快適な居住環境の形成を図る。 また、<u>空き地や空き家等の低未利用の都市空間が増加傾向にあり、荒廃化や住環境の悪化による都市の活力低下が懸念されていることから、空き地・空き家等の利活用を推進することにより、居住環境の改善に取り組む。</u> 伝統的な町屋形態を保有する住居については、<u>その</u>維持・保全に努めるとともに、歴史的な街並みとの調和を図りつつ、防災性の確保や現在のライフスタイルに対応した居住環境づくりを推進する。 新たな住宅地の整備に当たっては、農林業との調和を図りながら地区計画や建築協定等の導入により、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。また、殿様林緑地や常西合口用水沿いの桜並木や松並木、聞名寺の社寺林等は、身近な緑地として地域住民の憩いの場となっている。 これらの緑は都市の貴重な自然環境であるとともに、都市生活にうるおいをもたらす景観となっていることから、保全に努める。	本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。また、殿様林緑地や常西合口用水沿いの桜並木や松並木、聞名寺の社寺林等は、身近な緑地として地域住民の憩いの場となっている。 これらの緑は都市の貴重な自然環境であるとともに、都市生活にうるおいをもたらす景観となっていることから、保全に努める。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
郊外部においては、優良農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。	郊外部においては、優良農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制し、都市と農村との調和を図る。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域内には、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所、土石流危険溪流が多く存在している。 これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。 また、流域における保水、貯留機能を確保した都市づくりに努める。	本区域内には、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所、土石流危険溪流が多く存在している。 これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制<u>や災害リスクが低い地域への居住誘導等</u>に努める。 また、<u>本区域は、神通川や常願寺川等の流域に位置していることから、市街地の一部が浸水想定区域に含まれており、災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる流域治水などを推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等の緑地は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっており、今後も保全に努める。	神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等の緑地は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっており、今後も保全に努める。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
本区域においては、現用途地域への立地誘導を基本としながら、住宅地や工業地等の需要に応じて、農林業との調和を図りながら用途地域の見直しを検討する。 さらに、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、地区計画、特定用途制限地域等の指定による適正な土地利用コントロールを図る。	本区域においては、現用途地域への立地誘導を基本としながら、住宅地や工業地等の需要に応じて、農林業との調和を図りながら用途地域の見直しを検討する。 さらに、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地については、<u>都市計画における諸制度を活用し、</u>適正な土地利用コントロールを図る。
2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1）交通施設の都市計画の決定の方針	2—1）交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
本区域では、富山市中心部方面への幹線道路として一般国道 41 号、一般国道 472 号、県道富山八尾線、県道富山上滝立山線が、東西方向の幹線道路として県道立山山田線が市街地を通過しており、大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部との都市間連携の役割を担っている。 さらに、地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線の整備により、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されていることから、その早期整備を目指すとともに、この道路へのアクセス道路や都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置し、道路網の形成を図る。市街地内においては、都市の骨格を形成する道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ高山本線の笹津駅や越中八尾駅等 4 駅、富山地方鉄道上滝線の上滝駅等 3 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、利便性の高い公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、富山市中心部方面への幹線道路として一般国道 41 号、一般国道 472 号、県道富山八尾線、県道富山上滝立山線が、東西方向の幹線道路として県道立山山田線が市街地を通過しており、大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部との都市間連携の役割を担っている。 さらに、地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線の整備により、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されていることから、その早期整備を目指すとともに、この道路へのアクセス道路や都市間連携の役割を担う幹線道路を適切に配置し、道路網の形成を図る。市街地内においては、都市の骨格を形成する道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ高山本線の笹津駅や越中八尾駅等 4 駅、<u>富山地方鉄道不二越・上滝線</u>の上滝駅等 3 駅がある。今後<u>も</u>、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、利便性の高い公共交通サービスの確保に努め

	る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線を配置するとともに、この道路へのアクセス道路の充実を図る。 大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部を結ぶ道路として、一般国道 41 号、一般国道 472 号、県道富山八尾線、県道立山山田線、県道富山上滝立山線等を配置し、都市間連携の強化を図る。 都市内においては、都市計画道路大久保小線や、都市計画道路長附加納線、都市計画道路上大久保上二杉線、都市計画道路高熊井田線等、市街地の骨格となる幹線道路を配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、公共交通については、笹津駅や上滝駅、越中八尾駅において、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。さらに、路線バスの利用促進に努めるなど地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	地域高規格道路富山高山連絡道路の一部である都市計画道路富山南線を配置するとともに、この道路へのアクセス道路の充実を図る。 大沢野、大山、八尾地域の各拠点や富山市中心部を結ぶ道路として、一般国道 41 号、一般国道 472 号、県道富山八尾線、県道立山山田線、県道富山上滝立山線等を配置し、都市間連携の強化を図る。 都市内においては、都市計画道路大久保小線や、都市計画道路長附加納線、都市計画道路上大久保上二杉線、都市計画道路高熊井田線等、市街地の骨格となる幹線道路を配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、公共交通については、<u>JR 高山本線笹津駅や越中八尾駅、富山地方鉄道不二越・上滝線上滝駅等</u>において、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。さらに、路線バスの利用促進に努めるなど地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内※に整備することを予定する施設は、次のとおりである。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td>大久保小線 長附加納線 富山南線 上大久保上二杉線 高熊井田線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	大久保小線 長附加納線 富山南線 上大久保上二杉線 高熊井田線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりである。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>道 路</td><td><u>3・4・3</u> 大久保小線 <u>3・4・4</u> 長附加納線 <u>3・4・6</u> 富山南線 <u>3・5・1</u> 上大久保上二杉線 高熊井田線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	<u>3・4・3</u> 大久保小線 <u>3・4・4</u> 長附加納線 <u>3・4・6</u> 富山南線 <u>3・5・1</u> 上大久保上二杉線 高熊井田線
種 別	名 称								
道 路	大久保小線 長附加納線 富山南線 上大久保上二杉線 高熊井田線								
種 別	名 称								
道 路	<u>3・4・3</u> 大久保小線 <u>3・4・4</u> 長附加納線 <u>3・4・6</u> 富山南線 <u>3・5・1</u> 上大久保上二杉線 高熊井田線								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全等重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村等その地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除や貯留・浸透機能の向上を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全等重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。<u>また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。</u> 汚水については、<u>地理的特性を踏まえ、効率的な方法により計画的に施設の統合を図るとともに、老朽化した施設の更新</u>を図る。 雨水については、円滑な排除や貯留・浸透機能の向上を図り、浸水被害の防止に努める。								

b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。また、施設の老朽化により処理機能が低下している施設については設備の更新等を図る。 市街地の浸水対策については、大沢野地区・八尾地区等の雨水幹線の整備により、円滑な雨水の排除を図る。	汚水については、 市街地の 整備が概成しているため、 市街地周辺の整備を主体に進める。また、施設の 老朽化により処理機能が低下している施設については 設備の 更新等を図る。 市街地の浸水対策については、大沢野 地域 ・ 婦中地域 等の雨水幹線の整備により、円滑な雨水の排除を図る。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、神通川、常願寺川、熊野川、井田川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、神通川、常願寺川、熊野川、井田川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内※に整備することを予定する施設は次のとおりである。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>富山公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	富山公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 ※目標年次の起点は、富山県総合計画「新・元気とやま創造計画（平成 24 年 4 月策定）」と併せ、平成 24 年としている。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>富山公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	富山公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	富山公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	富山公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設等の都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設等の都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
本区域では、これまで良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施している。今後も、都市計画道路等の整備と一体となった計画的な市街地整備や、用途地域内の未利用地が多く残り低密度で都市基盤も不十分な地区において、土地所有者等の合意形成を図りながら、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入を検討するなど、良好な市街地の形成に努め	本区域では、これまで良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施している。今後も、 都市計画道路等の整備と一体となった計画的な市街地整備や、公共交通沿線の 用途地域内の未利用地が多く残り低密度で都市基盤も不十分な地区において、土地所有者等の合意形成を図りながら、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入を検討するなど、良好な市街								

るものとする。	地の形成に努めるものとする。
４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
本区域には、神通川や常願寺川等により形成された河岸段丘斜面や、市街地周辺の丘陵地などにおいて良好な自然環境が広がっており、人々の暮らしにやすらぎを与えるこれらの空間は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっている。 このうち、神通川、常願寺川、井田川については川辺環境軸として位置づけ、河川空間の整備・保全に努めるとともに、猿倉山森林公園や寺家公園、大沢野公園、大山研究学園都市、城ヶ山公園、古里地区等の丘陵地については山辺環境軸として位置づけ、環境の保全・活用を図る。 さらに、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	本区域には、神通川や常願寺川等により形成された河岸段丘斜面や、市街地周辺の丘陵地などにおいて良好な自然環境が広がっており、人々の暮らしにやすらぎを与えるこれらの空間は、都市景観や都市環境上貴重な資源となっている。 このうち、神通川、常願寺川、井田川については川辺環境軸として位置づけ、河川空間の整備・保全に努めるとともに、猿倉山森林公園や寺家公園、大沢野公園、大山研究学園都市、城ヶ山公園、古里地区等の丘陵地については山辺環境軸として位置づけ、環境の保全・活用を図る。 さらに、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針
本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。 これらは多様な生物が生息する自然性の高い空間となっているほか、都市景観や都市環境上貴重な資源となっていることから、その環境の保全を図る。	本区域内には、郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等、良好な緑地が広がっている。 これらは多様な生物が生息する自然性の高い空間となっているほか、都市景観や都市環境上貴重な資源となっていることから、その環境の保全を図る。
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針
地域住民の憩いと交流の場として、大沢野運動公園、猿倉山森林公園、寺家公園、城ヶ山公園、八尾西山公園、殿様林緑地等をレクリエーションの拠点として位置づける。	地域住民の憩いと交流の場として、大沢野運動公園、猿倉山森林公園、寺家公園、城ヶ山公園、八尾西山公園、殿様林緑地等をレクリエーションの拠点として位置づける。
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針
市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防災の向上を図る。 また、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持を図る。	市街地においては、災害時において避難救援活動の場所となる公園を適切に配置し、都市防災の向上を図る。 また、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持を図る。
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針
郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等は、本区域の景観を形成する重要な緑地であることから、今後もその保全に努める。	郊外部に広がる田園地帯のほか、神通川、常願寺川、熊野川によってそれぞれ形成された河岸段丘斜面の樹林地や、井田川及び別荘川沿いに連なる斜面緑地・石垣、大山研究学園都市周辺や城ヶ山、古里地区周辺等の里山林等は、本区域の景観を形成する重要な緑地であることから、今後もその保全に努める。